

令和5年 第4回

武蔵野市教育委員会定例会

令和5年4月5日

於 812会議室

武蔵野市教育委員会

令和5年第4回武蔵野市教育委員会定例会

○令和5年4月5日（水曜日）

○出席委員（5名）

教 育 長	竹 内 道 則	教育長職務代理者	清 水 健 一
委 員	井 口 大 也	委 員	高 橋 和
委 員	岩 崎 久美子		

○事務局出席者

教 育 部 長	藤 本 賢 吾	教育企画課長	牛 込 秀 明
教育企画課 学校施設課 担当課長	西 館 知 宏	指 導 課 長	荒 井 友 香
統括指導主事	高 丸 一 哉	教育支援課長	祐 成 将 晴
教育支援課 教育相談支援 担当課長	勝 又 玲 子	生涯学習 スポーツ課長 (兼武蔵野ふ るさと歴史館 担当課長)	高 橋 徹
生涯学習 スポーツ推進 担当課長	茂 木 孝 雄	図 書 館 長	森 本 章 稔

○日 程

1. 開会の辞
2. 事務局報告
3. 議 案

議案第15号 武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例施行規則

議案第16号 武蔵野市いじめ問題対策委員会の組織及び運営に関する規則

議案第17号 武蔵野市いじめ防止関係者連絡会の組織及び運営に関する規則

議案第18号 武蔵野市立第五小学校・井之頭小学校改築基本計画について

4. 協議事項

- (1) 令和5年度教育委員会各課の主要事業について

5. 報告事項

- (1) 武蔵野市教育委員会職員の人事異動の専決処分について
- (2) 武蔵野市立学校教職員の人事異動にかかる専決処分について
- (3) 武蔵野市スポーツ推進委員の追加委嘱に係る専決処分について
- (4) 武蔵野市教育委員会所管事務の一部委任に関する規則を改正する規則にかかる専決処分について
- (5) 武蔵野市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令に係る専決処分について
- (6) 武蔵野市民科教員向け手引改訂版について
- (7) 新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドラインの改訂について
- (8) 武蔵野地域自由大学称号記授与式について

6. その他

◎開会の辞

○竹内教育長 ただいまから令和 5 年第 4 回教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、武蔵野市教育委員会会議規則第 36 条の規定により、議長において、高橋委員、岩崎委員、私、竹内の以上 3 名を指名いたします。

次に、傍聴についてお諮りいたします。

定員の範囲内で傍聴の申込みがあった場合、本日の傍聴を許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、傍聴を許可いたします。

これより議事に入ります。

◎事務局報告

○竹内教育長 事務局報告に入ります。

教育部長、報告をお願いいたします。

○藤本教育部長 それでは、ご報告申し上げます。

まず、1 番目でございます。議会に関することでございますが、文教委員会が 3 月 6 日に開催されました。教育委員会関連では、2 件の議案と 1 件の行政報告がございましたので、ご報告申し上げます。

1 件目の議案は武蔵野市子どもの権利条例でございます。原案のとおり可決されました。主な質疑として、いじめの防止対策に特化した条例をつくらないのかのお尋ねには、いじめの予防、対処、解決は総合的なものであり、子どもたちが日常の中で捉えることが大事であり、子どもの権利全体の中で考える必要があることから、いじめの防止に関することを子どもの権利条例の中に含めたとお答えいたしました。また、休息する権利について、子どもが休息する必要は誰が判断するのかのお尋ねには、教員一人一人がしっかりとこの条例について理解することが大切であり、なぜその子が休息を必要としているのかについて、子ども本人、保護者、教員が気持ちを伝え合うこと、子どもの周りの大人がよく理解していくことが大切であるとお答えをいたしました。

2件目の議案は武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例で、原案のとおり可決されました。主な質疑として、この条例に定められた4つの計画の審議会は、地方自治法上の附属機関かというお尋ねには、この条例は各計画を教育基本法に定められた教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置づけることが趣旨であり、審議会は条例設置による附属機関に該当するとお答えをいたしました。また、4つの計画はそれぞれの計画策定の時期が異なるので、1つの条例で定める不便はないのかというお尋ねには、教育委員会で毎年度定める基本方針や毎年1回の点検・評価によって4つの計画の整合を図りながら策定していくとお答えをいたしました。

行政報告は1件であり、第五小学校及び井之頭小学校改築基本計画案についてご報告いたしました。主な質疑として、校舎については平面的に広い感じの校舎になるのかというお尋ねには、従来の片廊下タイプの校舎ではなく、廊下の両側に教室があったり、ラーニング・コモンズを取り囲むような空間をつくったりするなど、令和5年度から開始する基本設計の中で具体化していきたいとお答えしました。校舎にプールを設置するかどうかは決まったのかというお尋ねには、プールを設置するかどうかは現時点では決定していないこと、また、設計の都合で夏ぐらいまでには決定していきたいとお答えをいたしました。

次に、3月13日から予算特別委員会が開かれまして、3月22日に教育費の審査が行われましたので、代表的な質疑をご紹介します。

まず、第四期学校教育計画の策定に向けてどのような課題認識を持っているかというお尋ねには、文部科学省が示している個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実、子どもの権利を重視した視点を取り入れて策定していくこと、また、人権教育については、多様な意見の中で物事を決めるときに、自他を尊重し、調和を取りながらどう折り合いをつけるかを教育活動の中に取り入れていきたいとお答えいたしました。

次に、市講師について、予算の増額内容に関するお尋ねには、小学校学級担任の持ち時間を5、6年生は20時間、3、4年生は21時間、1、2年生は20時間とするとお答えしました。また、高学年で教科担任制を進めることの効果をどのように捉えているかというお尋ねには、教員が教材研究を深めることができること、複数の教員で児童を見ることで児童理解が深まるとお答えしました。

次に、学校図書館の機能の充実について、学校司書の配置時数を増加する理由に関するお尋ねには、教科学習と連動させた図書の提供を行うため、学校司書と学級担任が直

接打合せをする時間をつくったり、生徒が試験前に放課後、学校図書館で勉強できるようにすることなどを目的としているとお答えいたしました。

次に、学習者用コンピュータの活用指針の策定に向けてどのようなことを考えているかというお尋ねについては、コンピュータの活用状況のデータを基に検証していくことや、各校で道徳地区公開講座やセーフティ教室の中で保護者との対話の時間をつくること、中学校でのさらなる活用を学校に投げかけていることとお答えしました。

次に、中学校の部活動指導員を増員するための人材確保に関するお尋ねには、部活動については、拙速な地域移行を行わず、その意義をしっかりと考えながら、まずは指導員を拡充していくこと、また、各中学校に2人目の指導員を追加で配置するに当たっては、市報やホームページで募集して、各校でマッチングすることにも取り組んでいるとお答えしました。

次に、学校・家庭・地域の協働体制の充実について具体的に何を行うのかのお尋ねには、校長の学校運営の基本方針について、開かれた学校づくり協議会は、校長との熟議により共通理解を図り、方針を承認すること、またモデル校である境南小学校と第一中学校には事務局担当者を配置し、連絡のためのパソコンを配置するとお答えをいたしました。

次に、他市区での給食費の無償化の動きをどのように捉えているかのお尋ねには、学校給食法で食材費は保護者負担と規定されており、それが原則であること、また、現状食材費は合計で約4億8,000万円であり、その財源をどうするのかなど、市で実施する場合の影響をよく考慮することが必要であるとお答えいたしました。

次に、不登校への対応に関するお尋ねには、本市でも不登校の児童・生徒は200人に迫るくらいに増えているが、チャレンジルームは学校復帰も視野に入れて生活リズムを整える場所として、クレスコーレは比較的緩やかな居場所として運営していること、また、校内では常駐型支援員の配置を3校から8校に拡充すること、さらにスクールソーシャルワーカーによる家庭訪問など多様な支援を行っていることとお答えしました。

次に、開始から20年を経過した土曜学校の今後の在り方についてのお尋ねには、学校教育の学びが変わっている中で、土曜学校のラインナップや中学校へのアプローチが現状のままで良いのかという視点から、国語の創作領域の講座の実施を検討していること、また、市ホームページで土曜学校の活動を紹介し、興味・関心を持ってもらうことを考えているとお答えいたしました。

次に、陸上競技場の改修工事について、第3種公認検定を受ける必要性に関するお尋ねには、第3種公認検定を受けることが競技場の質の担保になり、そこで行う大会で出た記録が公認記録と認められることから、5年に1回の改修をしていることをお答えいたしました。

次に、図書館の返却ポストの試行設置に関するお尋ねには、令和5年度は子育て支援施設の0123はらっぱに設置する予定であること、3か年計画で場所を変えて設置し、利用者のニーズや意見を聞きながらどうするか考えていきたいとお答えをいたしました。

議会に関しては以上でございます。

2番目に教育委員会に関することでございます。

令和5年1月武蔵野地域自由大学学長を務められていた松井孝典学長におかれましては、3月22日にご病気のためご逝去されました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

武蔵野ふるさと歴史館では、現在、学校教育連携展示「武蔵野のくらしーはこぶ・はかる・のこすー」を国立公文書館と共催で実施をしております。

3月20日に国立公文書館館長が武蔵野ふるさと歴史館を来館されました。当日は教育長も同席し、企画展や所蔵庫をご覧いただきました。展示内容も工夫され、理解しやすい内容となっているとお褒めの言葉をいただいております。

2月26日には、武蔵野市子ども図書館文芸賞表彰式を開催いたしました。受賞者17名中16名とその保護者、審査員の皆様に参加いただきました。当日は教育長からの表彰状授与の後、各作品に込められた思いを受賞者から、講評を審査員からお話いただき、和やかな雰囲気の中、式を行うことができました。

3番目でございますが、市内の学校の状況についてご報告申し上げます。

3月24日には小学校、3月17日には中学校の卒業式を各校で挙行いたしました。国の通知などを踏まえ、卒業生、教職員、参加する在校生は、国家、校歌斉唱以外、式全体を通してマスクを外すことを基本といたしました。来賓や保護者には式全体を通してマスク着用をお願いするとともに、卒業生についてもマスクの着脱を強いることのないようにいたしました。参加者については、卒業生とその保護者2名、教職員、来賓は学区域の市議会議員、開かれた学校づくり協議会委員など、学校と地域の協働の観点から招待者を各校で選定いたしました。子どもたちは程よい緊張感を持って落ち着いて臨み、終了後には立派な姿で堂々としていたと聞いております。卒業式を欠席した子どももいましたが、オンラインによる参加の工夫を行った学校があったほか、全ての卒業生に卒

業証書が届くよう各校で対応を行っております。子どもたちそれぞれが新しい場所で様々に活躍することを願っております。

明日6日には小学校の入学式が、明後日7日には中学校の入学式がございます。入学式については、国の通知を踏まえ、新入生、教職員、参加する在校生のみならず、来賓や保護者にマスクの着用を求めておりません。参加者については、入学する児童・生徒とその保護者2名及び教職員、来賓は学区域の市議会議員、開かれた学校づくり協議会委員など、学校と地域の協働の観点から招待者を各校で選定しております。

次に、市立中学校の卒業生の進路状況につきまして、3月末日現在、卒業生711名のうち約50%、354名が都立高校に進学し、39%、276名が国立、私立高校等に進学をいたしました。

最後に、新学期当初の学校の予定につきまして、各校では一、二週間間に保護者会を持ち、校長の学校経営方針や学年や学級の目標、教科ごとの指導計画などを保護者にお伝えいたします。年度当初の機会を通して、子どもたちの成長を支えていく一層の信頼関係を学校と保護者が築いていくことを願っています。

以上で事務局報告を終わります。

○竹内教育長 ただいまの報告に質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

一つだけ、中学生の進路状況ですけれども、今の段階で決まっていないという生徒さんはゼロということでしょうか。

統括指導主事。

○高丸統括指導主事 はい。現段階で皆さん進路は何かしら決まっている状態であります。

○竹内教育長 ありがとうございます。

◎議案第15号 武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置 条例施行規則

○竹内教育長 それでは、次に議案に入ります。

議案第15号 武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例施行規則を議題といたします。

説明をお願いします。教育企画課長。

○牛込教育企画課長 議案第15号 武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審

議会設置条例施行規則についてご説明をいたします。

この規則については、この基となる条例が3月の市議会で可決され、4月から施行されたことに伴い制定するものでございます。基となる条例は、学校教育計画、生涯学習計画、スポーツ推進計画、図書館基本計画の4つの計画が教育基本法を根拠とすることを位置づけ、策定に当たって審議会を設置することを定めたものです。この規則は、条例を具体的に運用していくために必要な事項を定めております。

以下、内容を説明いたしますと、第1条はこの規則の趣旨、第2条は用語について定めております。第3条については、審議会の組織を別表と併せて具体的に定めています。第4条は審議会の会長、副会長の決め方、第5条は会議の招集について定めております。第6条では、条例の本文を受けまして、計画策定に当たっては、1年に1回行う外部有識者による点検及び評価の結果を反映するということを定めております。第7条については、審議会の庶務について定めております。

今年度は学校教育計画の策定作業に入りますが、この条例及び規則に基づいて進めてまいりたいと思います。

説明については、以上でございます。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

議案第15号について採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第15号 武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例施行規則、本案を事務局提案のとおり決することに賛成ということによりよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、本案は事務局提案のとおり決定させていただきます。

◎議案第16号 武蔵野市いじめ問題対策委員会の組織及び運営に関する規則

◎議案第17号 武蔵野市いじめ防止関係者連絡会の組織及び運営に関する規則

○竹内教育長 次に、議案第16号 武蔵野市いじめ問題対策委員会の組織及び運営に関する規則を議題といたします。

この議案は、武蔵野市子どもの権利条例の制定に伴い制定するもので、議案第17号武蔵野市いじめ防止関係者連絡会の組織及び運営に関する規則も同様であることから、一括して取り扱いたいと思います。これら議案を一括して取り扱うことについて異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、説明をお願いいたします。統括指導主事。

○高丸統括指導主事 私から議案16号 武蔵野市いじめ問題対策委員会の組織及び運営に関する規則と議案第17号 武蔵野市いじめ防止関係者連絡会の組織及び運営に関する規則についてご説明申し上げます。

なお、参考として子どもの権利条例のほうも関連資料としてありますので、そちらもご参照いただければと思います。

まず、議案16号 武蔵野市いじめ問題対策委員会の組織及び運営に関する規則ですが、いじめ問題対策委員会は、今年度4月1日から施行されました武蔵野市子どもの権利条例第25条に位置づけられた教育委員会の附属機関でございます。本委員会の目的は、いじめの防止等のための対策を実効的に推進することであり、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策について必要な事項を調査、審議し答申をいたします。

ご覧いただいております規則の第1条にありますとおり、本規則は、武蔵野市子どもの権利条例第25条第9項に基づき、本委員会の組織及び運営に関して必要な事項を定めたものでございます。

第2条は、委員についてでございます。本委員会の構成は、規則に示しましたとおり、法律に関する専門的な知識を有する者、医療に関する専門的な知識を有する者、学校教育に関する学識経験を有する者、武蔵野市立小学校及び中学校を代表する者、臨床心理士、社会福祉士、武蔵野市立小中学校PTA連絡協議会を代表する者、武蔵野市民生児童委員協議会を代表する者、法務省人権擁護委員武蔵野市担当、前各号に掲げるもののほか、武蔵野市教育委員会が必要と認める者の合計10名を予定しております。

第3から第5条にありますとおり、この中から委員の互選により委員長を置き、会議を行っていきます。

また、本委員会は、市立小・中学校にていじめ防止対策推進法第28条第1項に規定された重大事態、例えば児童・生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときや、いじめにより当該児童・生徒が相当の期間学校を欠席するこ

とを余儀なくされている疑いがあると認められるときに調査を行い、その結果を教育委員会に報告いたします。その調査部会について、第6条で定めております。調査部会は、調査に係る事案に利害関係を有する委員以外の方から、委員長が指名する3人以上をもって組織し、調査に係るいじめに関係がある者への意見聴取等を行い、その経過や結果を対策委員会に報告いたします。

第7条にありますとおり、本委員会の庶務は教育部指導課で行い、委員の選定等を行っていきます。委員の選定ができ次第、今年度の会議を開催したいと考えております。

続いて、議案第17号 武蔵野市いじめ防止関係者連絡会の組織及び運営に関する規則について説明いたします。

本連絡会は、武蔵野市子どもの権利条例第24条に位置づけられた会でございます。その目的は、いじめ防止対策推進法第14条に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図ることでございます。

第2条に示しましたとおり、本連絡会は、武蔵野市、武蔵野市教育委員会及び武蔵野市立学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関することや、いじめの防止等に関する関係機関及び団体の連携に関すること、そのほかいじめの防止等のための対策の推進に必要なことについて協議を行います。

連絡会は、第3条に示した者で構成をしていきます。

なお、子どもの権利条例は、市立小・中学校に通う子どものみならず、私立学校に通う市内在住のお子さんも対象としていることから、13号にあります前各号に掲げる者のほか、武蔵野市教育委員会が必要と認める者として、私立学校の代表の方に参加いただけるようにしていきたいと考えております。また、このほかにも青少年問題協議会にも子どもたちと関係深い地域団体として参加いただくことを予定しております。

説明は以上です。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

私から一つ、今の統括指導主事をご説明された中にもあったと思うんですけども、16号の武蔵野市いじめ問題対策委員会と17号のいじめ防止関係者連絡会の関係なんですけれども、それはどのような関係にあるんでしょうか。

統括指導主事。

○高丸統括指導主事 まず、関係者連絡会につきましては、先ほどお話しさせていただ

たように、それぞれの団体のいじめに関する取組について、情報共有であるとか、また意見交換を行っていくのが大きなところでございます。それに対しまして、第16号のいじめの問題対策委員会につきましては、本市の掲げるいじめ対策についてご意見をいただき、本市のいじめ防止に関する取組についてさらに深めていくというところが大きなところかと考えております。

○竹内教育長 そうすると、武蔵野市いじめ問題対策委員会が所管するのは、武蔵野市の公立、武蔵野市立の学校におけるいじめが対象という理解で良いのでしょうか。

統括指導主事。

○高丸統括指導主事 いじめ問題対策委員会の取組につきましては、市立学校のお子さんにかき起るいじめに関することについて対応していくものということでもあります。

○竹内教育長 了解しました。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

議案第16号及び第17号について採決に入りたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第16号 武蔵野市いじめ問題対策委員会の組織及び運営に関する規則、第17号 武蔵野市いじめ防止関係者連絡会の組織及び運営に関する規則、本案を事務局提案のとおり決することに賛成ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、本案は事務局提案のとおり決定させていただきます。

◎議案第18号 武蔵野市立第五小学校・井之頭小学校改築基本計画について

○竹内教育長 次に、議案第18号 武蔵野市立第五小学校・井之頭小学校改築基本計画についてを議題といたします。

説明をお願いします。学校施設担当課長。

○西館学校施設担当課長 それでは、私からは、議案第18号 第五小学校及び井之頭小学校の改築基本計画案についてご説明をさせていただきます。

今年度より岩崎委員が教育委員になられましたので、初めに学校改築のこれまでの経

緯と武蔵野市のこれからの学校施設の特徴的な考え方について簡単にご説明をさせていただきます。

まず初めに、令和元年度、令和2年3月に策定いたしました学校改築事業の全体計画であります学校施設整備基本計画についてでございます。この全体計画では、既に建て替えの終わっております千川小学校及び大野田小学校を除く16校について、今後二十数年間かけて建て替えを進めていくこと、目指すべき学校施設の基本的な方向性、具体的な施設の整備方針、標準仕様、改築順等について定めております。そして、この全体計画に基づきまして、現在第一中学校、第五中学校、第五小学校、井之頭小学校の4校の改築事業に着手しているところでございます。

次に、武蔵野市のこれからの学校施設の特徴的な考え方についてですが、第五小学校の基本計画の冊子を用いてご説明をさせていただきます。

13ページをご覧ください。

②のラーニング・コモンズです。ラーニング・コモンズは、従来の学校図書館機能にICT機器を活用できる環境を兼ね備え、また多目的室を併設した施設とし、学校の中心に開放的に配置する計画としております。

次に、③の特別教室・特別教室回りです。特別教室は、授業時間外は施錠され、使用する学年も限定されていることから、教科ごとの特徴ある活動が見え、気配を感じることが出来るスペースとして、特別教室の前に開放的に特別教室コモンズを整備いたします。

14ページをご覧ください。

④番、校舎全体をゆるやかにつなぐ学びの空間整備です。ラーニング・コモンズを中心に、普通教室、特別教室を適切に組み合わせ、重ねながら、緩やかにつなげることで、校舎全体を学びの場として整備することとしております。また、普通教室についてでございますが、普通教室と廊下の間の間仕切り壁につきましては可動式といたしました。グループ学習など広い空間が必要な場合においては、可動間仕切りを開けまして、廊下等と一体的に利用することが可能なしつらえとしております。

特徴等につきましては、以上でございます。

続きまして、改築基本計画案についてです。

前回の3月6日の第3回教育委員会定例会で、改築基本計画（案）についてご報告をさせていただきましたが、その後、意見募集を行い、いただいたご意見を反映した形に

変更をしておりますので、いただいたご意見と本文の変更箇所についてご説明をさせていただきます。

まず初めに、第五小学校の改築基本計画案、冊子をご覧いただきまして、そちらの34ページをご覧ください。

資料4、計画（案）に対する意見と取扱方針をご覧ください。

令和5年3月6日から19日の2週間で意見募集を行いました。対象は、第五小学区内在住者と第五小学校の教員でございます。提出方法、配布場所、広報につきましては、記載のとおりでございます。

意見募集と併せまして3月10日と3月12日に説明会も実施いたしました。意見募集と説明会の結果合わせてでございますが、意見者数が6名、意見件数17件という結果でございます。

続きまして、35ページをご覧ください。

意見一覧です。横軸に番号、意見場所、ページ、章・節、意見要旨、取扱方針、分類として並べております。分類につきましては、丸が既定方針と合致している、または整備方針に反映、三角は設計で検討、四角は運用で対応、無印はその他としております。

主な意見をご説明させていただきます。

1番ですが、既存樹木の保存についてご意見をいただいております。取扱方針といたしましては、建物配置によりやむを得ず伐採または移植をする場合がありますが、極力残しますとしております。

そして、3番、学校に通うのが難しい児童の居場所についてご意見をいただきました。こちらにつきましては、特定の場所を設けることは是非が分かれるため、想定していませんが、クールダウンスペース等を活用し、運用の中で場所をつくってもらうことを考えておりますとしております。

続きまして、5番です。感染症対策と子どもたちが使用する水道にお湯が出るようにしてほしいというご要望です。こちらにつきましては、感染症対策も考慮し、換気方式等を設計の中で検討します。手洗い場につきましては、水飲み場と兼ねるため、冷水とする予定ですとしております。

続きまして、36ページをご覧ください。6番です。トイレの数の確保についてのご要望です。トイレの数につきましては、男子トイレ、女子トイレ適切な数を設置してまいります。そのほかに、多様な性の在り方への対応も踏まえたトイレも計画をしてまいります。

ます。

そして、8番から10番につきましては、第五中学校の仮設校舎使用時の安全対策についてのご意見でございます。通学につきましては、安全に行えるよう、今年度改築懇談会も含めてご意見をいただきながら検討を進めてまいります。

そして、37ページをご覧ください。

12番です。近隣の方から無駄なスペース、使わないスペースがないか厳しく見ていきたいという厳しいご意見をいただいております。我々といたしましては、無駄にスペースをつくることは考えておりませんということで、取扱方針を書かせていただいております。

続きまして、参考意見といたしまして、こちらは第五小学校の学区外に在住の方からいただいたご意見でございます。

1番として、自校調理施設について、そして38ページでございますが、環境配慮の考え方について、そして避難所についてご意見をいただきました。参考意見につきましては、対象外の方からのご意見のため、意見要旨のみを載せさせていただいております。

続きまして、井之頭小学校の冊子のほうをご覧ください。

35ページをご覧ください。

同じく資料4でございます。

実施期間につきましては、第五小学校と同様の3月6日から19日の2週間でございます。対象は、井之頭小学区内在住の方、そして井之頭小学校の教職員を対象としております。提出方法、配布場所、広報につきましては、記載のとおりでございます。

井之頭小学校につきましても説明会を実施しております。3月12日と13日で説明会を行いまして、結果は、意見者数16名、意見件数39件という結果でございます。

36ページをご覧ください。

2番と3番ですが、校庭の砂ぼこりについてのご意見でございます。人工芝はマイクロプラスチックによる海洋汚染が懸念されるため、天然芝は管理負担が大きく養生期間が必要であるため、土舗装を想定しておりますとしております。

37ページをご覧ください。

5番です。工事期間の短縮の要望についてでございます。可能な限り工事期間を短縮できるよう、設計の中で検討しますとしております。

6番につきましては、子どもたちが安全に登下校するための門の位置についてご意見

をいただきました。井之頭小学校につきましては、児童は原則北側の正門から出入りするを想定してありますとしております。

7番は、車両の出入りについてでございます。南門からの車両については、給食食材の搬入車両ですとか防災倉庫への物資搬入車両等を想定してあります。改築後は、車と人を分離、分散されることを想定して設計を進めてまいります。

続きまして、38ページをご覧ください。

9番、10番、11番につきましては、井之頭小学校と第一中学校の校地に同居する際の影響についてのご意見でございます。小学校と中学校の共存期間は、新校舎と新体育館を中学生が使用し、仮設校舎と既存体育館は小学生が使用する予定です。校庭は共用になり、運用については学校と今後協議をしていきますとしております。

続きまして、12番から17番につきましては、土曜日、日曜日に行われております野球クラブ、サッカークラブの活動のための校庭等確保の要望についてでございます。こちらについても、改築工事期間中の土曜日・日曜日・祝日の活動場所については、小学校校庭の一部を校庭開放に使用することができるか等、設計の中で検討をしていきたいと思っております。

続きまして、40ページをご覧ください。

18番から29番につきましては、工事期間中の通学手段、安全対策についてご意見をいただいております。工事期間中の通学手段につきましては、今年度改築懇談会、そして学校と協議をし、方向を決めていく予定でございます。

43ページをご覧ください。

31番です。仮設校舎使用期間中の水泳授業の対応ということで、プールにつきましては、武蔵野市の温水プール、もしくは民間の温水プール利用を想定してあります。こちらについては、今後学校、そして相手方との協議も含めて検討をしてまいります。

最後に、参考資料のところでございますが、こちらについては第五小学校と同様でございます。

続きまして、本日机上配付とさせていただきます修正箇所の新旧対照表についてご覧ください。

こちらにも主立ったところをご説明させていただきます。基本的に第五小学校と井之頭小学校、内容はほぼ同じでございますので、第五小学校の冊子を見ていただきながらご確認いただければと思います。

まず、2ページをご覧ください。

2ページのところに文言の追加ということで、所在地が抜けておりましたので、所在地を追記させていただきました。

続きまして、5ページです。

航空写真の下、階数のところがございますが、階数が修正前は4階、3階、3階、1階とちょっと分かりにくい表現でございましたので、地下何階、地上何階ということで分かりやすい表現に変更させていただきました。

そして、同じく5ページの一番下のところですが、米印を追加して追記しております。こちらは、北側の近隣の方から階数についてご意見をいただきましたので、法的な取扱いになりますが、文言を追記しております。外観上及び児童が使用している階は地上3階までで、4階は階段室及び倉庫等になります。なお、建築基準法では、建築面積の8分の1を超える塔屋については、建築物の階数に算入しますということで、実際階数4階なんですけど、実態が3階に見えるということで、こういった説明文を入れさせていただきました。

続きまして、17ページをご覧ください。

インクルーシブ教育についてでございますが、「インクルーシブ教育を推進するため」という書き方をしておりましたが、「インクルーシブ教育システム」の誤りでしたので、「システム」を追記させていただきました。

続きまして、21ページをご覧ください。

こちらは文言の追加でございます。「自立運転機能付きの太陽光発電設備」の後ろに、「及び停電対応型空調機等」を追記させていただいております。これは、災害時、電気が止まったときに対応できる機器でございます。

続きまして、22ページをご覧ください。

こちら追記ですが、「地域連携室」という表現を我々は使っていたんですが、意味がよく分からないというご意見をいただきましたので、説明を入れております。「PTAや青少協が使用できる地域連携室を設けます」と追記しております。

続きまして、26ページをご覧ください。

こちらは、(2)の仮移転により想定される影響と対応のところの1段落目の一番最後のところでありまして、「通学路の見守りなど」を追記しております。

そして一番下の段落になりますが、井之頭小学校の意見募集のほうで、野球クラブ、

サッカークラブの校庭使用についてたくさんのご意見をいただきましたので、追記をしております。「休日に地域のスポーツ団体が活動する場所として、改築工事中の第五小の校庭を一部利用することができるか等、検討します」としております。

続きまして、28ページをご覧ください。

こちらについては、プール設置のメリットとデメリットについて、自校プール設置のメリットの数が少ないというご意見をいただきました。誘導的ではないかというご意見がありましたので、メリットを少し整理して増やさせていただきました。

そして、参考資料になります。参考資料52ページをご覧ください。

こちらは、第五小学校改築に伴う通学手段検討のためのアンケート結果ということで、これはアンケートを実施したんですが、資料に入っておりませんでしたので、令和4年度実施したアンケートについては追加をさせていただきました。

そして、56ページをご覧ください。

こちらについては、資料10、学校敷地条件図ということで、こちらも追加をさせていただいております。建物の配置のアンケートを取るときに、近隣の方から、校舎の高さ関係がよく分かりませんというご指摘を受けまして、高さが分かる図面を入れております。平面図にA B C Dと線を入れておりまして、4か所ですけれども、各箇所の断面図を入れております。既存校舎と新しく建てる想定 of 建物の比較をした図面でございます。

そして、用語集でございますが、用語集につきましては、58ページ以降にこちらの用語の追加についてを追記させていただいております。

修正箇所の資料の3ページのところの17番、28ページのプールの設置についての右側、修正後の、下から2番目に「授業が短い分、授業に時間を使える」となっていますが、これは「授業が短い分」ではなくて「移動が短い分」の誤りでございます。失礼いたしました。

そして、最後でございますが、第五小学校につきましては30ページ、井之頭小学校につきましては31ページでございますが、第5条の会議の招集について、「教育企画課学校施設担当課長が招集」というふうにさせていただいておりますが、ここは「教育長」に変更をさせていただきます。申し訳ありません。ここは訂正させていただきます。

ご説明につきましては、以上です。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

清水委員、どうぞ。

○清水教育長職務代理者 主体的・対話的で深い学びを実現していく、そして個別最適な学びを実現していくということにおいて、コンセプトは私は大変理解しているし、良いと思っております。

このコンセプトを実現していくために結構ボリュームミーな校舎になっていくということが想定されるわけです。例えば概要版の第五小学校の配置図を見ると、ちょっと幾つか確認したいなと思うことがありますので教えていただきたいんです。まず校庭のトラック、それから直線走路というのが書かれているわけですが、この周りに四角い枠があるんです。この枠は一体何なのかということがよく分からないので教えていただきたいと思っています。

それから、校舎の西側、資料を見ると隙間が非常に狭くなっているなという気がするんですが、ここは今までも児童や保護者が通っていた場所ですけれども、ここがどのぐらいの幅が確保できているのかということ。

それから、3つ目が、今度は北側ですけれども、今まで北側というのは校舎だったんです。それが体育館になるので、かなり南北の建物の幅が出てくるのではないかと思うんです。この建物の北側が今いろいろな車両の駐車スペースになっているわけですが、今もこの車両が入ってくる門というのが非常に狭くて入りづらいんです。これを見ると、かなり幅が狭くなっているという気がするんですが、ここが今までよりどのぐらい狭くなるのかということです。

それから、今までの北校舎よりも体育館になるので南側に張り出してくると思うんですが、この張り出した、いわゆる面というんでしょうか、今までの校舎よりも大分南に出てくるのかなという気がするんです。このところって今植栽が植わっているんですが、この辺りがどんな感じになっていくのかというあたりです。

今お話ししたことというのは、このコンセプトで校舎を造っていったときに、恐らく校庭を含めて周りのいわゆる地面が大分制約されてくるだろうと思うんですけれども、そこに無理がないのかという確認です。

同じような理由で、井之頭小学校の教室配置というのは、恐らくこれしか考えられないだろうと私も思っています。この井之頭小学校の配置で、普通教室がどういう場所に配置されるかというところを見ていくと、校舎と書いてある長方形、正方形に近い形の長方形があるんですけれども、東側に普通教室が配置されています。それから南側にも普通教室が配置されているんです。この南側の普通教室というのは、採光

窓というのは取れるのかどうか。つまり自然光が入ってくるような教室にできるのかどうかというところが気になったものですから、かなり個別的なところですけども、教えていただきたいと思っています。

あともう1点、アンケートで仮校舎というか、五小でいうと五中、井之頭小学校でいうと一中に通うときに、通学手段ということでアンケートを取ったわけですけども、バス運行ってかなり難しい課題をたくさん抱えていると思うんですよ。児童数も今どんどん増えている中で、例えばバス停はどうするのかとか、大型バスであったとしても、満車というのか、人がもう乗り切れないような状態になったときにどういうふうにするのかとか、かなりいろいろな課題があるので非常に難しいと思うんですけども、その辺を住民の方にきちんと納得して理解していただけるような説明ができる準備というのは大事だと思っています。これは意見ですけども。

最初のことについてよろしくをお願いします。

○竹内教育長 学校施設担当課長。

○西館学校施設担当課長 どうもありがとうございます。それでは、順番にご説明をさせていただきます。

まず、第五小学校のほうからです。25ページの第五小学校の配置計画案のところの校庭の40メートル掛ける70メートルのところに書かれている四角い枠ですけども、こちらについては、実際に平場になる部分、本当に校庭として使用ができる部分に線を入れています。実際にはもう少し外の枠も含めて使えるようなことを考えていきたいと思うんですが、現時点で最低でも40、この配置であればこの40掛ける70メートルについては校庭として利用が可能という想定で線を入れております。

それと、2点目の校舎の西側のスペースにつきましては、第五小学校につきましては、西側が用途地域が準工業地域ということで、日影規制が非常に緩い地域になっておりまして、校庭を確保する関係でなるべく校舎を西に寄せたいと考えております。そうは言っても子どもたちが通れるスペースは確保します。実際に設計に入って行って、ここは具体的に何メートル確保できるのか、今の寸法まで取れるかどうかというのはこれから設計の中で決まってきますが、子どもたちが通れるスペースは確保してまいります。

それと、3点目、北側の体育館、校舎が体育館になるということで、南北の幅が出てくるということですけども、おっしゃるとおり、ここが体育館に今なっておりますが、校舎になったとしても奥行きはやはり出てまいります。こちらについても校庭を確保し

たいのでなるべく北側に寄せる計画をしておりますが、やはり北側の住民の方からは、なるべく南に寄せてほしいというご要望も出ておりますので、バランスを取りながら配置を決めていきたいと思っております。具体的な寸法については、まだこの基本計画の中ではお示ししておりません。数字を示してしまうとそれが一人歩きしますので、基本設計の中で適切な配置を決めながら、近隣の方のご意見を伺いながら、今後示させていただきたいと思っております。

駐車スペースについてですけれども、基本的にこれも設計の中で考えていく内容ではございますが、西側の車両という白三角のところから入ることは現状と変わらない予定です。かなり図が小さいので狭く見えますが、実際にはここから車が入って駐車スペースを確保する想定で検討を進めているところです。寸法についてはこれからでございます。

校庭を確保するというのは、非常に校地が狭いので我々としても難しいんですが、校舎の配置、基本的に西側、北側にL型で建物を配置するという方向は決定しておりますが、具体的に何メートル隣地から離して、道路から離してというのは設計の中で検討していきます。校庭の広さも当然確保していかなければいけないので、そのバランスを取りながら設計の中で配置を決めてまいります。

それと、井之頭小学校について、普通教室の採光ということでございますが、図面で見ますと25ページです。今想定では、校庭側に普通教室を配置する予定で検討はしております。左下に方位を入れておりますが、北側が斜めに向いておりまして、自然採光は入ってまいります。ただ、朝から夕方までずっと入ってくるかというのと、入ってきません。ですのでそこについては、今照明関係も充実しておりますので、自然採光と、そういった照明器具をうまく利用しながら子どもたちに明るい空間を提供していきたいと思っております。

それと、仮設校舎に通うときのバス運行についてということでございますが、こちらはアンケートを取らせていただいて、意向調査をさせていただきました。こちらについても、両校半分近くの保護者の方がご要望されております。我々として一番難しいのは、今清水委員がおっしゃったように、バスの止める場所、子どもたちの集まる場所、これが今一番課題になっておりまして、非常に難しい状況であります。それと併せてバスの台数の確保、これも非常に今厳しいという状況です。今バス会社と協議を進めているところです。運転手不足、それと朝については、バスもかなり出払っているという状況の

中で、何台確保できるのか、今交渉をしているところです。これから第五小学校、井之頭小学校に通う保護者の方になるべく早くアナウンスをしなければいけないと思っておりますので、できれば今年度中に方針を固めてご案内していきたいと考えております。

以上です。

○竹内教育長 清水委員、どうぞ。

○清水教育長職務代理者 ありがとうございます。何を一番大事にするかというところを今確認できたと思うんですけども、やはり学習というところでのコンセプト、それからあと校庭をできるだけ確保しようということで、ぎりぎりのところで計画をつくっているということを伺って安心しました。

あと、通学に関することなんですが、バスの運行ともう一つは、やはり徒歩で通学する児童が相当数いる中で、生徒、中学生なんかもちろんそうなんですけれども、通学時間帯にそこに大型バスが入ってくるという逆の危険性もあって心配しておりますので、この辺十分話を詰めて、より良い方向に持って行っていただきたいと思っています。

以上です。

○竹内教育長 ほかはいかがでしょうか。

井口委員、どうぞ。

○井口委員 私からも幾つか。

まず、第五小学校の改築基本計画案のほうと併せて井之頭小のことも、共通部分については質問等をしていきたいと思っているところです。

まず、五小の計画案で16ページですけれども、ちょうどこの説明の真ん中辺、可動式の家具はというところで始まる部分ですけれども、このフランス落としというこの用語について、私もあまり聞き慣れませんでした。調べて結局分かったところなんですけれども、何かこの下のほうのオープンスペースなどの図が3つありますので、その辺にこのフランス落としについてこういうものだよみたいな、または用語集のほうに入れてもらえるかしてくれると良いのかなと。扉の下のほうに取り付けて、床に開けた穴にその棒を落とし込んで留める方法みたいな、何か文字でも言葉でも良いですし、そんな説明をしていただくと見た方が分かりやすいのかなと。

またあわせて、教室とかオープンスペースの床の床材がフローリング的なものなのか、それともカーペットとかビニールというかその辺についてどのような形で今後考えていかれるのかもぜひ知りたいところです。

次は、18ページですけれども、校庭というところの4つ目、黒ポチが4つ目ですけれども、学級園を校庭もしくは屋上となっていますけれども、屋上にいろいろな設備であったりとか、本来であれば子どもたちが使えるように設計した機能を備えている学校もあるんですけれども、現状は、安全面からなかなかこの活用が進んでいないということは聞いているところです。これで学級園をもし屋上に、または屋上に何かそういったものを造るときには、フェンスを高くして囲うとか、安全面が心配だから使えないということがないように、そこまでの配慮をした工事設計が進めていければなと思っているところです。

次は、19ページです。

防犯対策の一番下のところです。校舎の浸水対策として、この止水板等の設置とありますけれども、この止水板、これはシャッター状のものなのか、それとも工作物として例えば校庭の端っこから立ち上げるタイプのものなのか、どのようなものなのかなど。五小の南側の部分は、過去に大雨で一般の住宅の下にちょっと入り込む、下がった部分に雨水が入って行って冠水したという地域もありますので、ちょっとその辺についても見ていただければと思います。

20ページは、この図の中にCR、OS、WCってありますけれども、ぜひこのCRはこれはクラスルームで合っているんでしょうか、OSはオープンスペース、WCはトイレでしょうか。この辺について、略語になっておりますので、この辺についても表記していただけたら良いのかなど。

細かい部分が続いていきますけれども、24ページです。

想定工程の中で、令和5年、令和6年に基本設計、実施設計とあり、これについては、用語集のほうに単語を載せていただくことによって、今までこの段階で言って良いのかとか、この段階で言っても手後れだったというようなことがこれによって少しでも解消されるかなということで、入れていただいてありがとうございます。

次は、26ページです。

通学路の見守りということで、この見守りがいわゆる有償の方、お仕事として考えているのか、それともPTAをはじめとした、またはモデル校でいうところの開かれた学校づくり協議会の方々から保護者に応募して行くのか、どのような形での見守りを今後考えていくのかということについても、決まり次第、もう少し詳細な説明が載せていただけたら良いと思っております。

次は、36ページ、トイレの数ですけれども、先ほどの説明で適切な数を設置と説明がございましたけれども、具体的に例えば10人で1基とか、20人で1基とかその辺はどのようなことを適切な数として考えていらっしゃるのかというところ。

次、37ページ、13の説明会で出た意見ですけれども、ここで一中では校舎の卒業式というイベントを行いましたとありますけれども、五中も何もやっていないわけじゃないんだよと。五中は解体する1年前に周年事業がございまして、そこに地域の方々が校舎お別れ会的な要素を含んだDVDを作成しまして、その地域の方々、卒業生の方々に配付しているとありますので、一中だけというふうになってしまうと、それで五中の方々が寂しい思いをしないように、何か独自の内容を行いましたと、五中についても触れていただけるととてもありがたいです。

41ページ、シャワーの温度ですけれども、これは全く素人で分からないんですけれども、私も小学生のとき、シャワーが冷たくて、どうやって入ったかというところ、一番最初に行って、ひねってすぐはまだぬるい水が出るわけですね。ですので、シャワーの配管をなるべく校舎の外側をはわせて、少しでも自然の熱で温かいのが維持できたら良いのかなんていうふうに思ったところなんです。

次は、52ページです。

バスについてですけれども、やっぱりこの既存のバス停ですと、一般客も一番混む時間帯でどうなのかという話がありました。このルート図をよく見ますと、第五小学校を吉祥寺方向に進むルートになっていますけれども、例えば小学校1年生がこの五日市街道を渡って向かい側にあるお寺であったり神社であったりに行くわけなんです。1年生がまずその信号を渡るとか、このルートが左回り、右回りもどうなのかとかというところがあるんです。ふと考えたんですけれども、五小の子たちが仮設の期間中、五中に通うということであれば、検討案の一つに、五小にバスが行って、子どもたちはどの通学路からも五小まで来てもらおうと。五小で、または五小に隣接する土地があるならば、そこから五中まで運行するというシンプルな形のほうがバス停の問題であったり、その辺も解消されるのかなと思いましたので、一つのルートの案の中にそれも加味していただけるのもありなのかなと思いました。

たくさんお話ししましたが、お答えできる部分がありましたらお願いしたいと思います。

以上になります。

○竹内教育長 学校施設担当課長。

○西館学校施設担当課長 ありがとうございます。順番にお答えをさせていただきますが、まず前提といたしまして、今回お示ししているのは基本計画でございますので、設計ではございませんので、具体的な詳細については設計の中で決めていくことが多々ございますので、そこはご了承いただければと思っております。

まず1点目の用語の件、フランス落としについては、用語集に入れられるか検討させていただきます。

それと床材につきましては、設計の中で決めていくものでございまして、現段階ではまだ決まっておりません。

それと18ページの学級園につきましても、屋上にどういった機器が乗るのか、どれだけ使えるスペースがあるのかによって変わってまいります。校庭もかなり狭いので、校庭に学級園が取れないということであれば、やむを得ず屋上に持っていくということになると思いますので、そこについては、安全対策はしっかり配慮していきたいと思っております。

それと止水板につきましても、どういった形の物を使っていくのかというのは、設計の中で最適なものを選定してまいります。

あと20ページのCR、OS、WC、こちらについても用語集に入れられるのか、または、凡例としてどこかに入れられるか検討させていただければと思っております。

それと、26ページの見守りの件でございます。こちらについては、第五小学校、井之頭小学校の最後の改築懇談会の中で、懇談会の方からお手伝いしますよというありがたいお言葉を頂戴いたしました。地元の保護者の方だけにお任せするというのは時間的にも非常に厳しいと思っておりますので、そういったお願いできる場所をお願いして、有償で用意する場所は用意して、懇談会の中でどういった形が取れるのか、これから検討していきたいと思っております。

それと36ページのトイレの数でございますが、こちらについては、基準名がすぐ出てこないんですが、学校における、用途ごとに適正なトイレの数というのが決まっております。それを、第一中学校、第五中学校と同じものを適用して、数を算定していくという予定をしております。

それと、五中のDVDの作成については存じ上げておりますので、どこに書けるかなというところもありますので、意見募集のところに入れると変になってしまうので、検

討させていただければと思います。

あとシャワーの温度につきましては、これは冷水では、地獄のシャワーと子どもたちが言っておりますので、そこは温水を用意させていただきます。夏なのでちょっとでもお湯が混ざればかなり温かいと思いますので、そこはしっかりと対応させていただきたいと思います。

それと、バスのルートにつきましては、今この計画案に入れさせていただいている資料については、アンケートのときのルートなので、現段階とは少し違っております。第五小学校も井之頭小学校も、両方そうなんですけれども、やはり学校に接している道路が非常に狭いので、学校にバスを横づけするのは非常に難しいというのが状況としてあります。第五小学校につきましては、幸い北側に関東バスの駐車場があります。あそこを使わせてもらえないかという交渉はしているところです。

それとルートの方向なんですけど、これを逆にしますと、新武蔵境通りが南に向かって非常に渋滞するんです、朝。そのため逆ルートを取っています。

井之頭小学校につきましては、現在、中型のバスが学校に寄りつけるかどうかという検討をしております。どこかの道路にバスを止めてということはやはり非常に難しいと、我々としても捉えておりますが、そうはいつでも実際バスを止める場所はあるのかというところを、バス会社とともに協議をしておりますので、もう少しお時間をいただいて検討を進めさせていただければと思います。

以上です。

○竹内教育長 井口委員、どうぞ。

○井口委員 ありがとうございます。

もう一つだけ、特に回答はなくても大丈夫なんですけれども、この説明会を2つの学校でやったんですけれども、その説明会がとても参加者数が少なかったのかなということと、それから聞いた保護者の話によりますと、平日の夜と土日の日中は、小さい子を2人連れている親にとってはとても行きづらい時間だったというお話がありました。平日のまさに子どもが学校に行っている時間を狙ってくれると行けたのかなと。土日開催もそうなんですけれども、1人でも子どもがいない、学校に通っているときの開催であれば、まさに今子どもを入学させている親にとっては参加しやすい時間だったみたいなお話もありましたので、付け加えさせていただきました。

回答は大丈夫です。以上になります。

○竹内教育長 ほかはいかがでしょうか。

岩崎委員、どうぞ。

○岩崎委員 わたくしは、すばらしい学校建築の例を調べたり見たりするのが好きなのですが、建築家は未来志向があり、コンセプトを持って教育の先取りをした発想をする傾向があると思います。また、地域でワークショップを独自に行い地域のニーズをくみとった学校のスタイルや在り方を追求されることも多いように感じます。このような建築家による未来志向の学校建築への発想は、今回ラーニング・コモンズやオープンスペースなどにも反映され、個別最適な学びや協働的学びに柔軟に対応する新しい方向性が建築上は具体化されようとしているわけですが、これに教育現場がどのように対応するかについて伺いたく思います。

例えば、井之頭小学校の改築基本計画案の6ページを見ますと、改築校の特色ある教育活動等として、特別支援教室が設計図の中に設定されており、PTAのおやじの会で使われるような地域の人たちが使用できる部屋も地域開放エリアとして想定されています。そのほか、帰国生徒、外国籍の児童がいることと、この学校が異学年との触れ合いを重視していることがこの文面から推察されるわけです。そうしますと、個別最適といった場合に、学年制も超えた発想もあると思われそうですし、多様な児童の背景に応じた教育も想定されているように感じます。つまり、オープンスペース、ラーニング・コモンズを造るのであれば、それに対応した内容も教育現場として先行して考えなければいけないわけです。

以上の点から、新しい発想に立つ建築を活用しうる教育内容への対応について、伺わせていただければ幸いです。

○竹内教育長 学校施設担当課長。

○西館学校施設担当課長 コンセプトの件でございますが、令和2年に小学校の新学習指導要領が全面実施になって、令和3年に中学校の新学習指導要領が全面実施になったということで、千川小学校、大野田小学校のときの建築と現在では状況が違っております。ハードとソフトが同じ方向を向いているというところで、どういった授業展開をする必要があるかというのはこの新学習指導要領で明確に示されたというところで、学校の設計が先行するという形には今回なっていないのかなと考えております。そうは言っても、ハードの使い方、分かりにくい部分があるかと思っておりますので、そこについては設計の中で、そういった特殊な部屋、今までの学校とちょっと違うような空間については、取扱

説明書的なものを作って、学校にもこういった使い方ができるというようなご提案をするようなことは考えていきたいと思います。

それから、今はクラスごとの授業展開もされておりますし、学年単位での授業単位もありますので、そういったクラスごと、学年単位で授業展開ができるような多目的室などもご用意しておりますので、いろんな使い方ができるような仕組みはハードのほうでしつらえております。

また、将来的に子どもたちが減ってきたときには、教室と教室の間の間仕切り壁をコンクリートの壁ではなくて壊せるような壁にするというようなコンセプトで、空間を大きくするというようなこともできる、将来的な変化に対応できる学校施設を進めておりますので、そういったことで将来にわたっていろいろな様々な使い方ができるような学校施設を造っていくことを考えております。

異学年交流については、設計の中で、学年の配置については設備機器の高さの問題があるので、どこのフロアに何年生ということは一定決めていただきながら、教室配置というのを考えていかなければいけないと思っております。その上で、こういった異学年交流をどういうふうにしていくのかということは、学校と共有しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○竹内教育長 岩崎委員、どうぞ。

○岩崎委員 教育のハードの部分は、コンセプトとして非常に素晴らしいものができていると思われませんが、魂を入れないと教育というものはうまくいかないものです。この素晴らしい環境の中でどのようにイノベーティブな教育内容をつくっていくかという点については、施設というよりは、教育現場の方々がこのような建築になじむ、先行するコンセプトをつくる必要があると申し上げたいというところです。

○竹内教育長 学校施設担当課長。

○西館学校施設担当課長 今までコロナの関係でワークショップ等できなかったんですが、今年度は児童、教員を対象にワークショップをやりたいと思っております。その中で、委員が今おっしゃったような内容も吸い上げる場を設けながら、共につくっていききたいなと思います。

以上です。

○竹内教育長 ほかはよろしいでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 第五小学校の12ページのところにあります一番下の図、ここだけなぜか色がちょっと薄くなってしまって、多分印刷の問題だけだと思うんですけども、もうちょい色が濃いほうがいいのかと思います。

あと1点、トイレのことにに関してなんですけれども、私以前も申し上げたことがあったんですが、多様性ということも含めまして、個室ということへの転換ができるということは非常に大切なのかなと思ったのと、あともう1点、今和式と洋式で、皆さんも多分空いていたらほとんどの方は洋式のほうに行くのかなと。これから5年、10年またたいたときというのは、和式というのが果たしてどこまで使うのかということを考えて、学校というものはこれから何十年と使っていくものなので、そのあたりも考えても良いかなと思ったので、ご提案させていただきました。

○竹内教育長 学校施設担当課長。

○西館学校施設担当課長 ありがとうございます。12ページの色の方は調整をさせていただきます。

あとトイレの件でございますが、中学校については、和式は設置いたしません。小学校につきましては、今議論になっておりまして、校外学習に行ったときにまだ和式トイレがある公園とかがあるそうなんです。そういったときに、和式を学校で教えないと、トイレに行けない子がいるというようなご意見をいただいております。我々としては悩んでいるところです。ですので、全部洋式にするのはそんなに難しいことではないので、設計の中で学校と協議をして、設置するのもしないのかということを決めていきたいと思っております。

以上です。

○竹内教育長 ほかはいかがでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

議案第18号について採決に入りたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第18号 武蔵野市立第五小学校・井之頭小学校改築基本計画について、記載内容についての若干のご意見ございましたが、それについては検討した上で修正すべきものは修正するという形で、その上で本案を事務局提案のとおり決することに賛成というこ

とよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、本案は事務局提案のとおり決定させていただきます。

◎協議事項

○竹内教育長 次に、協議事項に入ります。

協議事項(1) 令和5年度教育委員会各課の主要事業についてを議題といたします。

説明をお願いします。教育企画課長。

○牛込教育企画課長 協議事項(1) 令和5年度教育委員会各課の主要事業について説明をいたします。

こちらの資料は事前にご覧いただいているかと思っておりますので、説明については全般的な事項にとどめます。

まず、資料の1枚目の表をご覧いただきたいと思えます。

教育委員会では、年度当初に主要事業を定めて、3か月に1回進捗管理をしています。令和5年度の主要事業につきましては、この表の一番左の列18個の事業を定めました。この表については、それと併せて令和5年度の教育委員会の基本方針と、あと各学校教育計画等の個別計画の取組内容を併せて掲載しております。本日はこの主要事業の設定目標などにつきまして協議をいただければと思えます。

説明は以上でございます。

○竹内教育長 ただいまの説明にご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

○清水教育長職務代理者 具体的な内容についてよろしいですか。

○竹内教育長 はい。この主要事業についての内容で結構です。

清水委員、どうぞ。

○清水教育長職務代理者 細かいこともあると思うんですけども、お願いします。

まず、事業1ですけれども、設定目標の③、本年度中に現計画の成果と課題を整理するとともに、とても大事なことでいつも言っているんですけども、いつ頃までにこれ整理して、次に向けて計画をつくっていくか。その段階でまた定例会でもご報告いただくんですが、この時期みたいなものもお考えだと思うんですが、それも目標に含めて良いんじゃないかと私は思っています。

それから、2ページ目の設定目標の第五中学校の②ですけれども、やっぱりこういう

ことは、児童・生徒にとって一番良いのは何かを考えてつくっていくということなので、それは大事にしていただきたいと思います。

それから、事業3です。子どもの権利条例ですけれども、設定目標の①です。一番最後の3行目に子ども・教職員・保護者・地域の理解を深めると書いてあるんですけども、これがとても大切だと思っています。校長講話とか道徳においてということになると、これは子どもなんですね。教職員や保護者、地域というのはまた別の機会にきちんと伝えていかなくてはいけないことだと思います。3月に学校・家庭の連携推進協議会が桜野小学校であったんですけども、そこで実際話題になりまして、桜野小の教職員とは、これ以外にも例えば保護者会であるとかホームページであるとか、それからPTAの総会であるとかいろいろな形で学校がやっぱり発信をして、保護者や地域の方に理解していただく必要があるだろうということです。それから一方で、教育委員会としてもきょういく武蔵野とかいろいろな形で武蔵野市民に発信することができるので、そういったこともぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それから、4ページになります。

事業4です。武蔵野市に異動してきた先生で、武蔵野市のことをこれから知るといっても結構多いんですけども、武蔵野市の特色ある教育で、非常に良い実践があるんです。例えば、セカンドスクールであるとか、それから今回こうやって手引ができましたけれども、武蔵野市民科。こういったものについて、恐らく校長は説明していると思うんですけども、やはり異動してきた先生たちみんなにこういうことをやっていると、こういう成果が上がっていますという、その武蔵野市の実践の良さを伝えていく。これは可能なら指導主事の先生が異動してきた先生を一度集めてお話しいただくと一番良いと思うんですけども、そういった機会がもしできるのであれば、ぜひお願いしたいと思っています。

それから、6ページになります。

事業6です。これは去年の研究発表でもとても感じたんですけども、先生たちのスキルが随分向上してきたと思っています。授業で効果的な活動がとても見られるようになって、それを例えば研究協議の場で先生たちが共有したりとか、そういった形で武蔵野市の先生たちのスキルがどんどん上がっていることを感じて、とてもうれしく思っています。ただ、先ほどの部長の教育委員会の状況報告にもあったんですけども、中学校の先生たちがもっともっと活用できるようにというような部分ありましたよね。義務

教育は9年間ですから、小学校はこれだけやりましたと。中学校はこんな感じですよというつながりの悪いのではなくて、9年間を見越して、子どもたちの活用能力とか、それからリテラシーもいろんなことがありますけれども、積み重ねるように上げていっていただきたいなと思っています。その辺がこれからの課題になるかなということ。

それからもう一方で、デジタル・シティズンシップ教育というのは、結構長いこと武蔵野市でも言われてきたんですけども、言われてきている割には、まだまだかなというところがあるんです。ですから、この辺を少し計画的に進める上でも、具体的に何をいつまでにどういうふうやっていくのかというあたりをぜひご協議いただいて、進めていただきたいと思っています。

それから、事業の8ですけれども、学校・家庭・地域の連携です。これは、今年度から境南小学校と第一中学校で取り組んでいくわけですけれども、これの効果検証をどうやって進めていくかということ、これを十分考えて、そしてスタートしていただきたいなと思っています。この効果検証を18校に広めていく。18校がその成果と課題を共有して、そしてまだ境南小学校と第一中学校のような取組まで至っていないけれども、それでも今の開かれた学校づくり協議会の内容を少しでも高めていくということがとても大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。

事業9です。働き方改革は、私、いろいろなところで話を聞くんですが、武蔵野市の取組というのは、かなり人を入れて、先生たちの負担を減らしながら、子どもたちと向き合う時間を確保しているということでは、とてもすばらしいなと思っています。ただこの間、教育委員会連合会ですか、自治会館で行われた講演で、遠藤先生がお話をされたんですけども、その中で、学校がブラックだ、ブラックだって言われていると。言われっ放しじゃないかと。確かにブラックな面もないことはないけれども、だけど先生たちが本当に教員になって良かったという喜びとか達成感も、きっといっぱいあると思うんです。そういったものを発信していかないと、教員採用の受験者がこれからもどんどん減り続けていってしまうだろうと感じています。ですから、教員の魅力であるとか喜びというものをもっともっといろいろな形で教育委員会が発信していかなくちゃいけないなということです。

それから、武蔵野市はティーチングアシスタントを結構活用しているんです。でもそのティーチングアシスタントの活用状況を見ていると、例えば学級の中で非常に困難なお子さんについて、非常に苦労している。もしそういうところばかり見て、学校って大

変なところなんだな、やっぱりブラックというのは本当だとなっではいけない。なので、ティーチングアシスタントにも、武蔵野市の学校単位でも良いと思うんだけど、ぜひ先生になってください、先生ってこんな魅力があるんですよ、ということのを伝えていかないと、ティーチングアシスタントを経験してみて、やっぱり自分は教員を目指すのはやめたとなったらこれは本末転倒なので、ぜひそういったやりがいを伝えていくということを大事にしていていただきたいと思っています。

事業12、生涯学習ですけれども、この学びおくりというのが出てきて、私もこれ、非常に良い取組だと思っています。今年度の課題のところに、「学びおくり」について、具体的施策を検討する必要があるということなんですけれども、多分これは方向性があるんじゃないかと思うんです。どういう方向性を考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思っています。

これは要望なんですけれども、12ページです。歴史公文書の利活用の推進の今年度の課題の②ですけれども、これはリニューアルをいつ頃までに終わると考えていらっしゃるのかということと、よく井口委員がいろいろなところを見学に行くことを提案していただきますが、やはりこのリニューアルしたタイミングで、ぜひふるさと歴史館に教育委員が行けるような機会をつくっていただきたいということ、これは要望です。

最後になりますが、事業18の子どもたちの読書活動の推進、設定目標の①です。これはとても良いと思っています。対象は小学生でしょうか、中学生でしょうか。もしこれ中学生であるとすれば、今までの経験から時期選びが非常に大事だと思っています。中学生は定期テストもあるし、いろんな行事もあるので、この時期に計画したら子どもたちは集まらないよというのがあるので、せっかく良い企画なので、ぜひ時期をよく選んでいただいて、特にその辺は指導課長がお詳しいと思うので、ぜひアドバイスしていただきたいと思っています。

以上です。

○竹内教育長 教育企画課長。

○牛込教育企画課長 事業1の学校教育計画につきましては、策定審議会を年度前半までに設置し、おおむねのスケジュールとしては、年内に成果と課題については整理をし、年明けから施策の体系について議論をしていくというスケジュールでありますので、そのあたりを書き込みたいと思います。また策定状況については、要所要所で教育委員会のほうにも報告をいたします。

○竹内教育長 統括指導主事。

○高丸統括指導主事 様々ありがとうございます。

まず事業3、人権教育や多様性を生かす教育といじめ防止について、子どもの権利について、確かに委員がおっしゃるように、それぞれの学校でも、教育課程の中で子どもたちへの指導というところは考えているところがありますので、それを保護者や地域の方々に理解いただけるように発信ということも促していきたいというふうに思います。ありがとうございます。

続いて、事業4と絡めて、市に異動してきた教員への市の特色ある取組の説明というところですが、4月14日に外転入者向けの研修という形で行う予定をしております。昨年度までは4月1日の辞令伝達の際に、無理やり入れた感がありましたので、今年度はしっかりと時間を取ってやります。オンラインを使って、市の特色でもある学習者用コンピュータを使ってしっかりと説明していくということを市としてやっていきたいといます。またそれぞれの機会を通して、1回だけでなく、しっかりと浸透できるようにやっていきたいと思っております。

続いて、事業6の学習者用コンピュータについてですけれども、中学校での活用というところを具体的にご指摘いただきまして本当にありがとうございます。こちらとしてもしっかり進めていきたいと思っております。年6回、ICTリーダー連絡会ということで、各校のリーダーが集まって情報交換などをする場があります。その中でそれぞれの学校でどんな実践をしているかというところを、今年指針を作成していく予定もありますので、しっかりと共有する中で、言い方はともかく、それぞれにプレッシャーを与えていくというか、しっかりとやっていきたいと思っております。

デジタル・シティズンシップについても、昨年3学期ぐらいから、学校公開あるいは道徳授業地区公開講座等で、学校がテーマとして取り上げたいということで指導主事の派遣等もしているところでございます。それぞれの学校で徐々に機運が高まってきていますので、そういったところの取組も情報共有して、それぞれの学校で進めていきたいと思っております。

続いて、事業8、学校・家庭・地域が連携する協働の取組の効果検証ですが、モデル校である第一中学校、境南小学校での準備を進めている最中でありましてけれども、その中でどういった効果があったのかはしっかりと整理をしていきたいと思っております。特に今回、設定目標の①の2つ目に書きましたけれども、協議会の運営ガイドラインに反映さ

せていくというところが大きいので、既にもうガイドラインの形、第1案は作成して、それぞれの学校と共有はしております。そこにどう効果があって、変えたほうが良いところはこういったところなのかとか、このところをもっとプラスアルファでやったほうが良いんじゃないかとか、そういったところをしっかりと整理する形で、お示しできるかなと思います。

そして、それぞれの学校の開かれた学校づくり協議会の工夫についても、今年度の教育課程の相談を受けた際に確認をいたしました。そうすると、どちらかというとやはり今まで説明が中心の協議会が多かったけれども、来年度は協議の場をできる限り設けたいということも多く为学校が言うておりました。そういったところも、モデル校の取組について発信してもらって、その工夫をそれぞれの学校で共有していきたいと思っております。

あと事業9、働き方改革の推進というところで、本当に様々多くの方々が、先生たちや子どもたちに関わっています。TAであるとかサポートスタッフの方々も本当によく子どもたちに関わってくれているところがあります。こちらのほうも年に1回アドバイザーの方々に協力いただきまして、悩み相談であるとか、子どもの対応でこんなことに苦労しているんだということを知ってもらって、実際の実践に役立てるといような取組をやっておりますので、そういったところの中身を充実していきたいと思っております。

また、私自身も市内の副校長をやっていたときなんですけれども、TAの方に毎日来たときに報告書というんでしょうか、こんなことで子どもと関わりましたということを書いてもらって、それに対して担当教員とか、我々管理職のほうからちょっとしたアドバイスを言ったりということもやっております。TAとかSSの方々にも、そういったところで子どもの良いところを見つけていくというところで、教員の良さとか魅力というところに気づいてほしいと考えております。

それぞれの学校でも工夫してもらって、魅力の発信というところをやっていきたいと思っておりますし、市でも今学校ポータルサイトというところで、それぞれの学校について、指導主事が訪問した際に良い取組を発信するというのを昨年度からかなり充実してきていますので、今年もしっかりとやれるようにしていきたいと思っております。

○竹内教育長 生涯学習スポーツ課長。

○高橋生涯学習スポーツ課長 委員より事業番号12番のまず学びおくりにつきましてご質問いただきました。こちらにつきましては、第二期生涯学習計画におきまして、学びを

おくるということで、例えば学んだ人がこれから学ぶ人のサポートをする仕組みの検討とか、あと将来の地域の担い手の育成と、こういったものが方針として出されているところでは。

現在、我々としては、こういった取組がうまくいっているのが、サイエンスクラブからサイエンスフェスタへのつなぎとか、そういったものが思い浮かぶところです。一方で、学んだことから成果を発表する場、次の方への育成の機会というのがなかなかできづらいことになっています。委員よりご質問ありました方針というものが、まだなかなか決まっていないところですが、今年度につきましては、社会教育委員とか、そういった方々のお知恵もお借りいたしまして、また武蔵野プレイスとも協働で事業を行っていくというところが現状でございます。

続きまして、15番の歴史公文書の利活用、歴史資料館につきましてでございます。こちらは、リニューアルにつきましては開設10年になります令和6年度を想定いたしまして、現在担当のほうで準備を進めると聞いておるところでございます。

以上でございます。

○竹内教育長 図書館長。

○森本図書館長 事業番号18の子どもたちの読書活動の推進についてご質問いただきました。設定目標の①の企画の対象ですけれども、おっしゃられたとおり、中学生も含めて10代をターゲットにして企画を組んでいきたいと思っております。司書体験ですとかバックヤードツアーですとか、図書館を身近に感じていただいて、本により興味を持っていただけるようなことを考えていきたいと思っております。そのあたり、子ども読書活動推進計画の中でもうたっておりますので、そういったところを踏まえながら考えていきたいと思っております。

○竹内教育長 清水委員、どうぞ。

○清水教育長職務代理者 詳しくお答えいただきありがとうございます。よく分かりました。

統括指導主事に随分いっぱい答えていただいたわけですが、いろいろな取組を今回考えていて、それを実践していくというのは非常に良いと思えました。ただ、その取組をすれば良いのではなくて、取組をした結果、何がどう変わったのかという検証をして次につなげていくということがすごく大事ですので、そこまで含めてどうぞよろしく願いいたします。

○竹内教育長 ほかはいかがでしょうか。

井口委員、どうぞ。

○井口委員 私からは5点ほどです。

事業2の学校改築の部分です。設定目標の①です。一中については9月、五中は7月の解体工事とありますけれども、この解体工事の期間はそこその長さになるかなと思いますけれども、一番揺れたりとか騒音が大きくなる、そういう時期がちょうど夏休みであったりとか冬休みであったりとか春休み、そういった期間に持っていけると授業にも影響はないのかとか感じたので、お話をさせていただきました。

次は、事業3です。事業3の中で、設定目標の③です。「武蔵野市いじめ防止基本方針」ポスターを活用し、というところですか。これについては、昨年度も高橋委員からもお話があった部分につながりますけれども、このポスターがあまり活用され切っていない学級があったりとか、またはポスターの数が少なく、各学級1枚プラスアルファぐらいだったのかなと。先ほどの話ではないですけれども、ポスターも掲示すれば良いわけではなくて、実際に困ったときにその子どもの目につく位置に、クラスに1枚掲示すればいいじゃなくて、例えばトイレの個室に掲示するとか、廊下の端とか昇降口、下駄箱とか、とにかく困ったときに、そういったときにぱっと目につく場所に掲示してあるのが効果的なのかなと。小・中学生は学校に携帯電話を持って行ってはいけないわけですが、例えばその各年度に1回、このいじめ防止の紙を配るだけではなくて、夏休み期間というのは結構いろんな動きがあるという話は聞いていますので、その前や後にいじめについての再啓発を含めたものにしていただいて、そこには例えばQRコードであったり電話番号を載せるなどそのような工夫をすることで、いじめというのは本当に許されないことなんだよということを去年にさらに増強した形でこの内容が進められることをお祈りしたいと思うところです。

次は、事業8です。学校・家庭・地域が連携・協働するための取組の推進ということで、今回モデル事業として、小学校1校、中学校1校を定めましたが、これについては、今の内容での問題点や課題点があるかと思うので、それをカバーして、さらに良いモデル事業に続けて行ってほしいなど。具体的には、例えばPTAの昨今の加入率の話であったり、そもそもその運営の仕方という部分で、なかなかPTA成り手がいないとか、持続可能という部分が難しいのではなかろうかと言われています。このモデル事業の中の一つとして、その辺について、例えばPTAがやっている事業である花壇の

整備とか、通学路の何とかとかという部分は、加入していない保護者であってもそれに協力を求めるとか、そのようなことも含めて、いろんな考えられるものをぜひモデル事業で進めていただけたら良いのかなと思っています。

次は、事業9です。この働き方改革の中で、ちょうど年度末、学校の先生方とお話する機会が私あった中で、成績入力に使っているソフト、校支援というものでしょうか、ちょっと聞き間違いか分からないんですけども、というソフトについては、同時に使える人数が制限されていて、例えば各学校10人の先生がログインしたら、ぱっと使えるという状態にはなりづらいときがあったようです。同時ログインが上限数があるような話で、やっぱり成績入力ってほぼ同じ時期にやるのかなと思いますので、それについてもう少し調べていただきまして、その状況が正しいようであれば、少し改善ができたなら良いのかなと思ったところです。

次は、事業13です。今年度の課題の②ですけれども、障害者は様々な制約によってスポーツに取り組むことが困難な傾向にあるため、と書かれているんですけども、本当の思いをよりの確に表現するためには、スポーツに取り組むことが困難な傾向になることがあり得るという表現のほうが、より柔らかい表現というか、よりお伝えしたいことが分かりやすいと思いましたので、お話をさせていただきました。

以上になります。

○竹内教育長 学校施設担当課長。

○西館学校施設担当課長 事業2の第一中学校、第五中学校の解体工事の件でございます。令和5年度につきましては、第一中学校、第五中学校ともに基礎の解体に入っております。基礎については大きなコンクリートの塊が入っておりますので、上屋を解体するよりもかなり振動が出るということは想定をされています。その後には杭の引き抜きも準備しておりますので、これからが振動が大きくなる時期ではございますが、法で定められている振動、騒音を遵守して作業を進めてまいりたいと思います。

あと、学校に対する影響に対しましては、入学式ですとか試験期間については、工事を止めるということで業者のほうにも対応しておりますので、そういった形なるべく子どもたちに影響を与えないように作業を進めさせていただきたいと思います。

以上です。

○竹内教育長 統括指導主事。

○高丸統括指導主事 様々ありがとうございます。

事業3のポスター、いじめ防止のポスターの件につきましてありがとうございます。
委員のおっしゃるとおり、本当に貼っただけで終わってはいけないなど、こちらとしても感じております。

昨年度からのモデルが、委員の皆様にも様々ご意見をいただきまして、子どもたちが考えたものを貼って、またその続きがどうかなということを継続的に、小さい丸のところに書き加えていくということができるモデルになっています。学校でもそのところは意識して少しずつ実施できているのかと思います。今年度も掲示して終わりということではなくて、振り返っていくということをやりたいと思っております。

続いて、事業の8の学校・家庭・地域が連携・協働するための取組というところで、モデル校の課題にしっかり対応していくということは本当おっしゃるとおりだなと思います。検討委員会でも、まずは学校の運営というところに関してしっかりと着目をして検討いただいたというところがあります。学校運営をより良くしていくということについて、地域の方々、あるいは保護者の方々と考え、アイデアをしっかりと出しながらやっていきたいと思っております。

具体的な話としては、境南小学校では、今かなり、子どもたちからのいろいろな新しい提案を取り入れてやっていくことを行っていますので、それをどう継続的にしていくかというところ、また第一中学校につきましては、部活動の持続可能性というところをどうしていくかというところを、それぞれ課題意識として持っているということは聞いております。そこをまず取っかかりとして、取組を進めていければと思っているところでございます。

そして、事業9の働き方改革の、学習者用コンピュータのことにつきまして、教育委員の方々にまでご心配をおかけして申し訳ございません。実際、昨年度末、2月から3月にかけて、ちょっとつながりにくい状況が起きたということで、業者にもかなり確認いたしまして、原因は分かりましたので、そこについての改善は行っているところでございます。ただ、やはり新しいシステムということで、またいろいろと生じる可能性もありますので、その場合には即座に対応できるようにしていきたいと思っているところでございます。

○竹内教育長 スポーツ推進担当課長。

○茂木スポーツ推進担当課長 事業の13、障害者のスポーツの取組についてですけれども、表現は検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○竹内教育長 高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 私も種々あるんですけども、まずは事業5の3のところです。先ほど井口委員からも話がありましたけれども、いじめを本当になくしたいと我々が思って行動するとなると、ポスターを見てというのでは正直甘いとは私は思っております。お願いベースというか、こうしようねというものではなく、実際に子どもたちがいじめに遭った場合どうすればいいとか、逆にこういうことは本当にいじめなんだよということを理解させるということが大事かなと思うんです。なのでもっとこのあたりは具体的に踏み込んで、例えば学習者用コンピュータで、自分でいじめがあった場合はここを押すとか、これはいじめになりますというような具体例とか、もっと深く実施していくことも必要なのではないかと思いますので、お伝えをさせていただきます。

次が、事業の6です。設定目標の③にありますけれども、保護者との連携のあり方などを示したという一文なんですけど、私は子どもたちの使っている姿などを見て、先生方、そして子どもたちというのも非常にうまく活用ができていると思うんですけども、学校側と保護者の連携の在り方というのは、もっともっと活用できるところがあるんじゃないかなと思うんです。ただし、どこまでやっていいのか、例えば個人情報の問題とかもあるので、そのあたりについて具体的に先生方にお示しできるようなものが記載されていると良いのではないかと思います。

次の事業7のところの今年度の課題の①ですけれども、生きる力の3つの柱の1つであるという一文なんですけど、私も昨日一生懸命調べたんですけども、残りの2つは何なんだろうということが分からなかったんで、すみません、教えてください。

次が、事業9です。目標設定の①のところ、先生いきいきプロジェクトを推進し、当面の目標の達成を目指すとあるんですけども、この当面の目標という表現が、あまりに具体性がなくて、具体的な数値であったり、何をという表現があったほうが良いのではないかなと思います。

続いて、事業11です。やはり課題としては、いかに学校に来られない子どもたちの保護者の方とつながったり、ご支援ができるかというところかと思うので、私はこの武蔵野市立保健センターの増築というのは非常に期待をしています。ぜひともここに、子育て相談の窓口というのが、今までもご尽力いただいているのは重々承知しておりますけれども、さらに新たな切り口なども含め、頑張ってくださいと思っています。

事業の13の設定目標の③のところになります。トップアスリートとの交流の機会や、

チーム・仲間と参加できるイベントを提供するとありますけれども、レガシーを生かしていくことということなんですけれども、例えば交流をすることで一時的なものになることって結構あったりするんですよね。誰々さんが来るからこういうイベントをしますではなく、やはり継続的、持続可能なもので残していくというところがすごく大切な視点ではないかと思いました。なので、もちろんそういう機会を持つというのもとても良いことだと思うんですけれども、さらにそれを良い形で続けていただけたらと思います。

事業の15の施策の趣旨のところですが、ここでシビックプライドという片仮名が出てきて、私はあまり見たことがなかったので、日本語表記でもこれ良いんじゃないかと思ったので、お伝えをさせていただきます。

あと設定目標の②のところ、ふるさと歴史館が複合施設である利点をというふうにあるんですけれども、この複合施設であるというのは、市民が利用できるスペースがあるということで複合施設であるとお書きになられているのかを確認させていただきたいと思います。

事業16です。文化財に関して、質問ですが、一度文化財になったものというのは、ずっと継続的にそのままになるという理解でよろしいのでしょうか。それともいつかの段階で再検討ということがあるのかお教えいただければと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○竹内教育長 統括指導主事。

○高丸統括指導主事 ありがとうございます。事業3ですが、いじめの防止について、ポスターだけではなくて実際にあったときどうするということ、本当におっしゃるとおりだと思っています。それぞれの学校で、道徳の授業等がいじめの防止というところはしっかり取り上げてやっているところではありますけれども、改めて具体的な話もしっかりとやっていくように、こちらとしても指導していきたいと思っております。

続いて、事業6の学習者用コンピュータの設定目標③の保護者との連携のあり方というところですが、具体的にどういったところが活用としてあるかというところですが、現在もグーグルフォーム等で保護者の連絡等をして、欠席連絡等をやったりということもあります。一方で、それだけで子どもの様子の把握というところは果たして本当にできているのかということについては、実際に子どもの様子を見ている先生たちのほうから心配だというような声もありますので、そのあたりの機能を活用した良さと、関わ

り方の良さとを、この指針の中でしっかりと大事にしていきたいと思えます。

事業7の3つの柱について、大変失礼いたしました。こちらは、知識・技能の習得と、思考力・判断力・表現力の育成と、ここに書かせていただきました学びに向かう力・人間性等の涵養、この3つが今回の学習指導要領の大きな柱ということで掲げられております。その柱の一つであるという形で書かせていただいているところでございます。書き方については、また検討させていただければと思えます。

事業9の学校における働き方改革の当面の目標というところですが、先生いきいきプロジェクト2.0の中で、当面の目標として、週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロとするということを本市としては掲げているところでございます。また、当面の取組方針として、平日1日当たり在校時間を11時間以内にするというところも掲げているところでございます。この在校時間が週当たり60時間というところと1日当たりの在校時間11時間以内というところをしっかりと目指していけるようにというところがありますので、委員のおっしゃるとおり、もう少し具体的に書きたいと思えます。

ちなみに、1日当たりの在校時間11時間という目標は、徐々に改善されてきて、かなり収まってきているかなというのが印象ではあります。

○竹内教育長 教育相談支援担当課長。

○勝又教育相談支援担当課長 事業11の切れ目のない相談支援体制についてです。庁内の検討委員会では、新しい施設でどういう相談をしていくのか、どういう組織にしていくのか、今年度継続して協議をすることになります。母子保健と虐待対応も含めた子どもの相談、発達障害などの療育分野の相談、それらと教育相談が、今は組織ごとに異なる場所にありますが、一つの建物の中に入ることで、妊娠期から18歳まで、それ以降の切れ目のない相談支援体制をどのようにつくるか、検討しているところです。

○竹内教育長 生涯学習スポーツ課長。

○高橋生涯学習スポーツ課長 事業15番につきましてご質問いただきました。

まず、複合機能でございますが、博物館機能等を有し、市民利用もできるというものでございます。

続きまして、シビックプライドでございますが、こちらは武蔵野市の第六期長期計画におきまして使われている用語でございます。ご紹介いたしますと、まちや地域に対して市民が抱く愛着や誇りのこと、地域活性化に取り組む人々の基礎的な動機として、その重要性が認識されているというような説明になっております。

3点目が文化財でございますが、一度指定されたらそのままということになっておるところでございます。

以上です。

○竹内教育長 スポーツ推進担当課長。

○茂木スポーツ推進担当課長 事業の13でございます。Sports for All事業として、今年度はラグビー、水球、カヌーを実施いたします。おっしゃるとおり、一時的でイベント的な要素が強いんですが、新たにスポーツを始めようとするきっかけづくりになっています。ラグビーは、その後ラグビースクールに加入されたり、水球は学校の授業でも実施しておりますので、継続して取り組める内容になっているかと思います。

○竹内教育長 岩崎委員、どうぞ。

○岩崎委員 事業4の武蔵野市民科の実施に関しては、各課が分担して所掌されますので、こういう書き方は仕方がないと思いますが、武蔵野市民科と、事業7とか事業8との連携がこの文面から推察されません。教育は包括的なものとして行われるべきものであり、全体像が、連携した形で文章の中に見えるとうまいと思います。

武蔵野市民科を掲げている以上、武蔵野市のアイデンティティーを子どもたちに醸成することも一つの目的かと思います。社会に開かれた教育課程というものは、必ずしも家庭や地域との連携だけではなく、身近なリアリティから学習することも含んだ言葉とも捉えられます。武蔵野市は、ふるさと館も含めて図書館、美術館など様々な施設を有しており、そのような施設や地域の人をも取り込んだ、大きなビジョンの中で、この武蔵野市民科や社会に開かれた教育課程というものを、ストーリーをつくって見せることが必要だと思います。

加えて、特に私が申し上げたいのは、事業の5の学校図書館の機能の強化というところです。学校図書館の機能強化といったときに、常に子どもが主語になっていますが、学校図書館の機能、あるいはラーニング・コモンズを拡大的に考えていけば、実は教員という主語もここに入らなければいけないと思います。子どもを教える立場の教員は、子どもを前にして自ら学習者を体現しなければいけないわけで、教員自ら率先して学校図書館を使いたくなるような、そういった図書館でなければならぬと感じています。ラーニング・コモンズをつくるということは、学校図書館の機能強化を意味するとともに、学校図書館の学校内の位置づけを検討することにもつながります。学校図書館の館長として校長を位置づけ、経営方針を策定し運営するなどの工夫をしなければ、このよ

うな素晴らしい場も積極的活用ができないのではないかと思うのです。ですので、5ページにあるように、先進的な学校図書館運営を行っている自治体等を視察され、それらの事例を踏まえて、武蔵野市が、日本の中で一番優れた教育を行うのだという意気込みで、この学校図書館、ラーニング・コモンズを活用した教育・学習モデルをつくってほしいと思います。

一昨日の辞令伝達式で先生方の話を聞いていて感動したのは、武蔵野市の教員には裁量があるということでした。これはすばらしいことだなと感じます。裁量を与えられ、自分で判断して教育を行える教員の方々は本当に幸せだと思います。ですから、この新しい動きの中で、教育の内容をどのように作りあげていくかに、意気込みを持ってやってもらいたいと思うところです。

それから、事業の7の主体的・対話的で深い学びという点ですが、低学年の子どもの場合、主体的・対話的で深い学びを実現することは本当に難しいと想像します。なぜなら、主体的で対話的で深い学びを十全に行うには、児童が知的に成熟していることが前提となるからです。高校生になれば、いろいろな経験をし、知的に成熟している生徒が複数いれば、その生徒がリソースになって面白い授業を構成することは可能かと推測します。しかし、小学校で子どもたちをグループにして、主体的・対話的で深い学びをやるにしても、子どもは経験も乏しく、学習された内容も頭に十分に蓄積されていないことも多いと思われます。そういう場合、もちろん先生が指導することになるわけですが、外側のリソースが必要になると思うのです。つまり、そのような状況では、学校図書館がリソースセンターであるということです。図書館の意義に加え、その他の資源としても、武蔵野市は身近なところで関わってくれる地域の人材やさまざまな施設もあります。例えば、ふるさと歴史館、市立図書館を、有機的連携のもとに子どもの教育に取り入れてほしいと思います。

授業時間の縛りはあると思いますが、武蔵野市は地理的にもコンパクトでありますし、学校教員の加配もあり恵まれた環境にあると思います。教員が主体的に教育に関われるということは、教員のやりがいや面白さと、楽しさにつながるものなので、楽しく新しいことに果敢にチャレンジして、この武蔵野市民科、そして子どもたちの深い学びというものに関わっていただきたく思います。

○竹内教育長 統括指導主事。

○高丸統括指導主事 ありがとうございます。様々なご指摘いただきまして、今後の取組

に生かしていきたいというふうに思います。

事業の全体像というところにつきましては、まず指導課としても、やはりこの一つ一つが、岩崎委員のおっしゃるとおり連動するというのが非常にあると思っていますので、そういった全体像というのはつくっていききたいと考えているところであります。

そして、武蔵野市民科のところでは、事業の4ですけれども、武蔵野市というだけではなくて、社会の一員としてより良く地域や社会に貢献していくところを武蔵野市民科としては大事にしているところであります。そういったところで、おっしゃるようなその地域の課題を見つけたりですとか、子どもがその問いを見つけるというところは、ステップとして非常に大事にしているところでありますので、そこをしっかりとやっていきたいというところでございます。

言語能力の育成、図書館の活用につきまして、ラーニング・コモンズ等、先進的な取組をしっかりとまた情報収集して、そのトップを走れるように我々としても知見を集めて、取組をこれから提案していきたいというふうに思います。

また、教員が図書館を活用する。本当にそのとおりだと思います。どちらかという、今お話を伺ってしまして、事業7の今年度の課題の③に掲げさせていただきました各教員が自ら学ぶ意欲を喚起し、主体的に研修に参加できる機会を用意する必要があるということで、研修に参加するための補助等は行っているところであるんですけれども、その中で学びというところで図書館の活用というところも促していければ良いのかなというふうにお話を伺いながら考えました。

以上です。

○竹内教育長 指導課長。

○荒井指導課長 私からも1点だけ。今岩崎委員からお話をいただいて、個々の部分についてご発言をいただいたところでもありますけれども、一番おっしゃりたいところは、もしかしたら指導課自身だけでなく、全体がもっと大きなビジョンを持って連動できているかを常に検証しながら、私たち教育委員会の事務局も振り返りながら進めているかというところをしっかりと考えてほしいというすごく力強い後押しなんだと考えました。おっしゃるとおり様々な事業が連動していることは間違いのないと思っていますし、教員自身も学び、成長し続けなければいけないのが学校教育だと考えておりますので、そこについても指導課としてしっかり進めていきたいなと思っております。

○竹内教育長 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、協議事項（１）につきましては、種々委員からご指摘いただいたご意見に沿った修正を行った上で、令和５年度教育委員会各課の主要事業について了承したいと思っております。このように進めさせていただきたいと思っております。

◎報告事項

○竹内教育長 次に、報告事項（１）武蔵野市教育委員会職員の人事異動の専決処分についてです。

説明をお願いします。教育部長。

○藤本教育部長 報告事項（１）武蔵野市教育委員会職員の人事異動の専決処分についてでございます。

人事の決定につきましては教育委員会の権限となっておりますが、例年どおり市長部局で、市全体の調整の中で、事務局職員も含め、お手元の資料にありますとおり、人事異動の内示を行ったものでございます。発令は４月１日となっております。この内示が３月２４日に行いましたが、この間、教育委員会を開催してお諮りする時間がなかったことから、教育長による専決処分を行った上、本日ご報告をさせていただくものでございます。

説明は以上です。

○竹内教育長 この報告事項につきましては、専決処分の報告でございますので、教育委員の皆様からのご意見があれば特にお伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項（２）武蔵野市立学校教職員の人事異動にかかる専決処分についてです。

この報告事項につきましては、市立学校教職員の定例の人事異動でございますが、教育委員会にお諮りするいとまがございましたので、教育長による専決処分とさせていただいたものでございます。

説明をお願いします。指導課長。

○荒井指導課長 お手元の令和５年度 教職員定期異動状況をご覧ください。

退職者につきましては、校長の退職者が２名、副校長の退職者が１名です。主幹教諭

の退職者は5名、指導教諭の退職者はゼロ名、主任教諭の退職者は6名、教諭の退職者は12名です。主任養護教諭の退職者は1名、養護教諭の退職者は0名、学校事務職員の退職者は1名です。市全体で28名となっております。

続いて、市外転出者につきましては、校長1名、副校長3名、主幹教諭ゼロ名、指導教諭ゼロ名、主任教諭20名、教諭24名、主任養護教諭0名、養護教諭2名、学校事務職員ゼロ名で、市全体では50名となっております。

退職者及び市外転出者を合わせますと78名となります。

続きまして、市内転入者につきましては、校長3名、副校長6名、主幹教諭10名、指導教諭ゼロ名、主任教諭47名、教諭28名、主任養護教諭1名、養護教諭ゼロ名、学校事務5名で、市全体では100名となります。ただし、この中の38名は市内転や自校昇任などですので、実際に市内に転入した教職員は62名となります。

さらに、新規採用者は、小学校10名、中学校9名、計19名おります。この中には昨年度、本市の期限付任用教員から正規採用教員となった者が3名含まれますので、実質の新規採用者は16名です。

市内転入者及び新規採用者を合わせますと78名となります。

なお、異動対象者の氏名につきましては、令和5年度市立小・中学校教職員異動一覧をご覧ください。

以上で説明は終わります。

○**竹内教育長** この報告事項につきましては、専決処分の報告ですので、教育委員の皆様からのご意見があれば特にお伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項（3）武蔵野市スポーツ推進委員の追加委嘱に係る専決処分についてです。

この報告事項につきましては、武蔵野市スポーツ推進委員の退任に伴うものでございますが、教育委員会にお諮りするいとまがありませんでしたので、教育長による専決処分とさせていただいたものでございます。

説明をお願いします。スポーツ推進担当課長。

○**茂木スポーツ推進担当課長** 報告事項（3）をご覧ください。令和4・5年度の武蔵野市スポーツ推進委員の名簿でございます。

網かけ部分が新任と退任委員となっております。今年度新たに四小、三／四中地区で1人を新たに委嘱をしてございます。ただし、五小、五中地区の方がお仕事の都合で1人辞退をされております。

引き続き地域でのスポーツ推進等を強化してまいります。

以上でございます。

○竹内教育長 この報告事項につきましては、専決処分の報告ですので、教育委員の皆様からのご意見があれば特にお伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項（４）武蔵野市教育委員会所管事務の一部委任に関する規則を改正する規則にかかる専決処分についてです。

説明をお願いします。教育企画課長。

○牛込教育企画課長 報告事項（４）武蔵野市教育委員会所管事務の一部委任に関する規則の一部を改正する規則についてご説明をいたします。

この規則につきましては、国の個人情報保護法の改正に伴い、昨年12月に武蔵野市個人情報の保護に関する条例、武蔵野市死者情報の開示に関する条例が制定されたこと、また、これらの施行規則が本年3月に制定されたことに伴い、字句の改正を行うものでございます。この間、教育委員会を開催してお諮りする時間がなかったことから、教育長による専決処分をした上、本日ご報告させていただくものでございます。

以上でございます。

○竹内教育長 この報告事項につきましては、専決処分での報告ですので、教育委員の皆様からのご意見があれば特にお伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項（５）武蔵野市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令に係る専決処分についてです。

説明をお願いします。教育企画課長。

○牛込教育企画課長 報告事項（５）武蔵野市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令に係る専決処分についてご説明をいたします。

これまで学校改築に係る計画、設計、施工、工事監理及び諸届については、教育企画

課の財務係の事務分掌としておりました。今後、第一中学校、第五中学校の改築事業がより進んでいくこと、また第五小学校、井之頭小学校の基本計画も策定されたことから、財務係から学校改築係を独立させ、改築に関する事項については学校改築係、既存の学校施設に関することは財務係ということを確認するために改正するものでございます。

説明は以上でございます。

○竹内教育長 この報告事項につきましては、専決処分の報告ですので、教育委員の皆様からのご意見があれば特にお伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項（６）武蔵野市民科教員向け手引改訂版についてです。

説明をお願いします。統括指導主事。

○高丸統括指導主事 私から報告事項（６）武蔵野市民科教員向け手引の改訂についてご報告いたします。

令和元年から２年間の試行期間及び令和３年度からの本格実施から２年が過ぎ、教育課題研究開発校として取り組まれた境南小学校、第二中学校をはじめ、各校では市民科の取組が進められてきました。また、この間、武蔵野市民科カリキュラム推進委員会にて、各校の実践等について情報共有であるとか取組、推進に関する協議等を行ってきました。今回こうした取組で得た知見を基に教員向け手引の内容を改めるとともに、各校の実践を集約し、武蔵野市民科教員向け手引改訂版として再構成をいたしました。

特に内容を充実した部分といたしまして、19ページをお開きください。

学習の基本的な考え方の部分について、19ページでは、課題設定、情報収集、整理・分析、発信・実行という武蔵野市民科の探求的な学習過程を進めていく上で具体的な手だてを書き加えました。例えば、課題設定では、体験活動やブレインストーミングから課題設定をしていく事例、情報収集や整理・分析については、アンケートやインタビューによる調査や具体的な思考ツールの活用を、発信・実行につきましては、ポスターセッションの取組や社会への参画を通じた発信・実行などを具体的に紹介しております。27ページ、28ページ等でございます。

そのほか、32ページに評価を行う際の留意点を示しましたほか、38ページ以降には、令和４年度に各校が取り組んだ武蔵野市民科や市民性を育成する取組を紹介しております。

また、76ページには、武蔵野市教育研究開発校として取り組まれた境南小学校、第二中学校の実践や、武蔵野市民科カリキュラム推進委員会の協議で得られた子どもたちが主体的に活躍する武蔵野市民科のポイント等を追加しております。

各校には全教員分を3月31日に送付をいたしました。今後、校長会、副校長会のみならず、武蔵野市民科カリキュラム推進委員会等で改訂の内容について説明をし、各校の取組を生かした武蔵野市民科の取組をさらに推進してまいります。

説明は以上です。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項（7）新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドラインの改訂についてです。

説明をお願いします。統括指導主事。

○高丸統括指導主事 続いて、報告事項（7）新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドラインの改訂について報告をいたします。

文部科学省が作成している衛生管理マニュアルの改訂等に伴い、3月30日に本市の新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドラインを改訂いたしました。

主な変更内容は、表紙の四角囲みにありますが、学校の教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とするとともに、教職員・児童・生徒ともにマスクの着脱を強いることのないよう留意することと、このことを踏まえた上で、各教科等の指導においては、一斉に近距離での大声での会話を控えるなど、工夫することとございます。

具体的な教育活動上の留意点につきましては、4ページ、5ページに示しております。例えば5ページになりますが、給食指導では、配膳・下膳の際は密集を避けること。配膳・喫食準備前後の手洗いや配膳当番のマスク着用など、衛生管理を徹底すること。喫食中は、適切な換気の確保とともに大声での会話は控え、机を向かい合わせにはしない。向かい合わせにする場合は、対面する児童・生徒の1メートル程度の間隔を確保する等の工夫をするをいたしました。

そのほかにつきましては、ご覧ください。

なお、令和5年3月17日に文部科学省初等中等教育局長名で発出されました新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等についてによりますと、新型コロナウ

イルス感染症が、本年5月8日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に位置づけられる予定であることに伴いまして、マスク着用以外の感染症対策についても見直しが行われるほか、学校保健安全法施行規則等の改正を予定しているとのことです。今後の国や東京都の動向を注視してまいりたいと思います。

説明は以上です。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

清水委員、どうぞ。

○清水教育長職務代理者 2つあります。

まず1つなんですが、2ページの下の方、(3)です。教職員等の健康管理ということで、3つ四角があるんですけども、一番上の四角は、これは当然であり、分かるんですけども、2つ目と3つ目の四角は、私は必要ないと思うんです。なぜかということ、やはり体調が悪いとか発熱しているという場合においては、自己管理で出勤を取りやめるということになっていくと思うんです。学校に来ている教職員は、健康だから来ているのであって、なぜこんなこと言うかということ、朝の学校って教員だと分かるんですけども、非常に多忙なんです。1分、2分で動いて打合せをやったり、準備をしたりというようなことをやっている中で、必要のない業務というのを入れるということは、もうそれこそブラックにつながっていくので、それは避けたほうが良いだろうということで考えたときに、これ2つ目、3つ目はなくしていただいたほうが学校にとっては良いのではないかと考えています。

それから、6ページのケ、登校の判断の(ア)なんですけれども、これはなかなか悩ましいところだなと思っています。というのは、小学校においては、1月の半ばから受験生がインフルエンザ罹患を予防するということで、2週間程度欠席するご家庭があるんです。今まではインフルエンザ予防ということで欠席でやっていたわけですけども、これはコロナ感染予防ということになると、欠席でなくなっちゃうわけですね。だから、この趣旨はすごくよく分かるんですけども、どうなんだろうなというところが、これ読んだときに私思ったことです。そういうことも含めて、きっとそういうコロナ感染予防というのが出てくるのは承知の上でやっていくということであれば、ご時世としてやむを得ないのかなということを思っております。

以上です。

○竹内教育長 統括指導主事。

○高丸統括指導主事 ありがとうございます。委員がおっしゃるとおり、我々としてもこの文言を残すかということはかなり議論をいたしました。また学校のほうからも、やるのかという質問もいただいております。結論といたしましては、先ほどお話しさせていただいた国のマニュアル、また東京都のマニュアルにもこれが残っているということがありまして、やはり国と東京都が現状そういった形で残っているということであれば、武蔵野市だけ率先して外すというところについてはもう少し慎重にやるべきではないかというところで、先ほどお話しさせていただきました5類移行後の対応として、いただきました意見についてはしっかり検討していきたいと今考えているところでございます。ありがとうございます。

○竹内教育長 ほかはいかがでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 3ページの学校内の消毒作業の進め方というところなんですけれども、この文章を読みますと、消毒をすれば死滅させることは困難でも減少させる効果があるんだよということになると思うんです。これ、私も知ったことなんですけど、もうエビデンスが出ていることとして、触って感染するリスクというのは非常に少ないということ。なので、減少させる効果があるからやるとかやらないということではなく、考え方としては、実際にそれでうつるということ自体が少ないというような表記になってきて良いのかなと思いましたので、一言加えさせていただきました。

○竹内教育長 統括指導主事。

○高丸統括指導主事 ありがとうございます。いただきましたご意見を、先ほどお話しさせていただきましたけれども、5類の対応になってきたときにしっかりと検証していきたいと思います。

○竹内教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

清水委員、どうぞ。

○清水教育長職務代理者 先ほどの話で恐縮なんですけれども、統括指導主事のおっしゃることは本当によく分かるんです。ただ、これは本当に意味がないと思うんですよね。意味のないことを国が言っているから、都が言っているから、だからしょうがなくやられて本当にそれで良いのかなと私は思うんですよ。もしやるとしたら、教員は恐らく大ブーイングだと思います。ただ、やっぱりこういうことはやらなくちゃいけないという、マストということが間違っているんだけど、だとしたら何か方法はないかと考えた

ときに、やっぱりもっともっとシンプルに何かできる方法って考えたらあるのかなど。

例えば、校長がそれを見るときも、校長はどういう基準で見るとかということも国とか都って示していますかね。例えば平常体温って人によってみんな違うんですよ。だから、いろんな体温が出ている中で、どの人が心配だとかというのは、校長はその表だけじゃ分からないと思うんですよ。やっぱりそれは自分の中で分かっていたらいいことで、もし体温が少し高いという場合については書き込むとか、あるいは問題がなければ特にそこには書く必要がないとか、国や都の間違った考え方を否定するわけじゃないけれども、何か方法を考えて、学校の仕事を少しでも減らす方向で働き方改革をぜひ進めていただきたいと思いました。

○竹内教育長 健康チェック表というのは、具体的に学校に示しているんですか。

○高丸統括指導主事 一番最初の段階で事例は示しておりますけれども、使いやすいような形でそれぞれの学校でフォームを変えたりということはあると思います。

○竹内教育長 5類の移行のところでは、当然見直していただけたと思うんですけども、今清水委員がおっしゃった運用レベルでどういうふうに、実際にこういうことに意味があるかというご発言ですから、そのあたりも含めて考えていただければと思います。

統括指導主事。

○高丸統括指導主事 しっかりと受け止めていきたいというふうに思っております。

○竹内教育長 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項（8）武蔵野地域自由大学称号記授与式についてです。

説明をお願いします。生涯学習スポーツ課長。

○高橋生涯学習スポーツ課長 それでは、私のほうから令和4年度武蔵野地域自由大学称号記授与式についてご報告申し上げます。

日時につきましては、令和5年3月10日、午後3時30分から4時30分の間に開催されました。

場所といたしましては、座長大学でございます日本獣医生命科学大学で開催されました。

出席者におかれましては、松井武蔵野地域自由大学学長、日本獣医生命科学大学鈴木学長、市長、教育長のご出席を賜ったところでございます。

ご出席された方につきましては、市民博士1名ほか5名の方となっております。

今回、称号を取得された人数でございますが、真ん中の表をご覧くださいまして、令和4年度の一番右下でございますが、23名の方となっております。

その他、称号取得累計数、授与式出席者内訳、自由大学学生数につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

◎その他

○竹内教育長 次に、その他です。

その他として、何かございますか。

○牛込教育企画課長 ございません。

◎閉会の辞

○竹内教育長 それでは、これをもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

次回の教育委員会定例会は、令和5年5月11日、午前10時から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

お疲れさまでした。

午後 0時43分閉会